

熊本県 P T A 共済 について

令和 5 年度

一般財団法人
熊本県 P T A 教育振興財団



熊本県 P T A 共済とは

- ▶ 熊本県 P T A 教育振興財団の事業である共済制度です。
 - ▶ 熊本県下の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校における P T A 活動を始めとする教育活動の中で発生した事故の被災者を対象とします。
 - ▶ それぞれの学校のP T A が共済契約者となり、P T A で加入者（学校の児童生徒等、P T A 会員、部活動の指導者など）を募り、加入や共済金請求などの手続きをします。
- * 熊本県 P T A 教育振興財団では、学校への A E D や非接触型体温計の配置や、子ども見守り事業の支援等も行っています。

共済制度の内容は

▶ P災コース

児童生徒等（保護者が非PTA会員でも加入できます）
部活動等の指導者（教職員指導者、外部指導者等）

▶ 安互コース

PTA会員（保護者、教職員等）、PTA活動指導者・支援者

▶ 共済期間：1年間（4月1日～3月31日）

▶ 共済掛金：年額一括払い（原則）

▶ 給付の対象：PTA活動、学校管理下の教育活動の一部、
PTA会長承認行事、活動への往復中など

P T A 共済に加入できるのは・・・

P 災コース

児童・生徒等

部活動の指導者

(学校管理下)

P T A 教職員会員指導者
外部指導者 (校長委嘱)

P T A プール指導者
(校長委嘱)

安互コース

P T A 会員
(保護者、教職員)
P T A 準会員等

P T A 活動指導者
P T A 活動支援者

(保護者の代理)

共済掛金と給付共済金の額

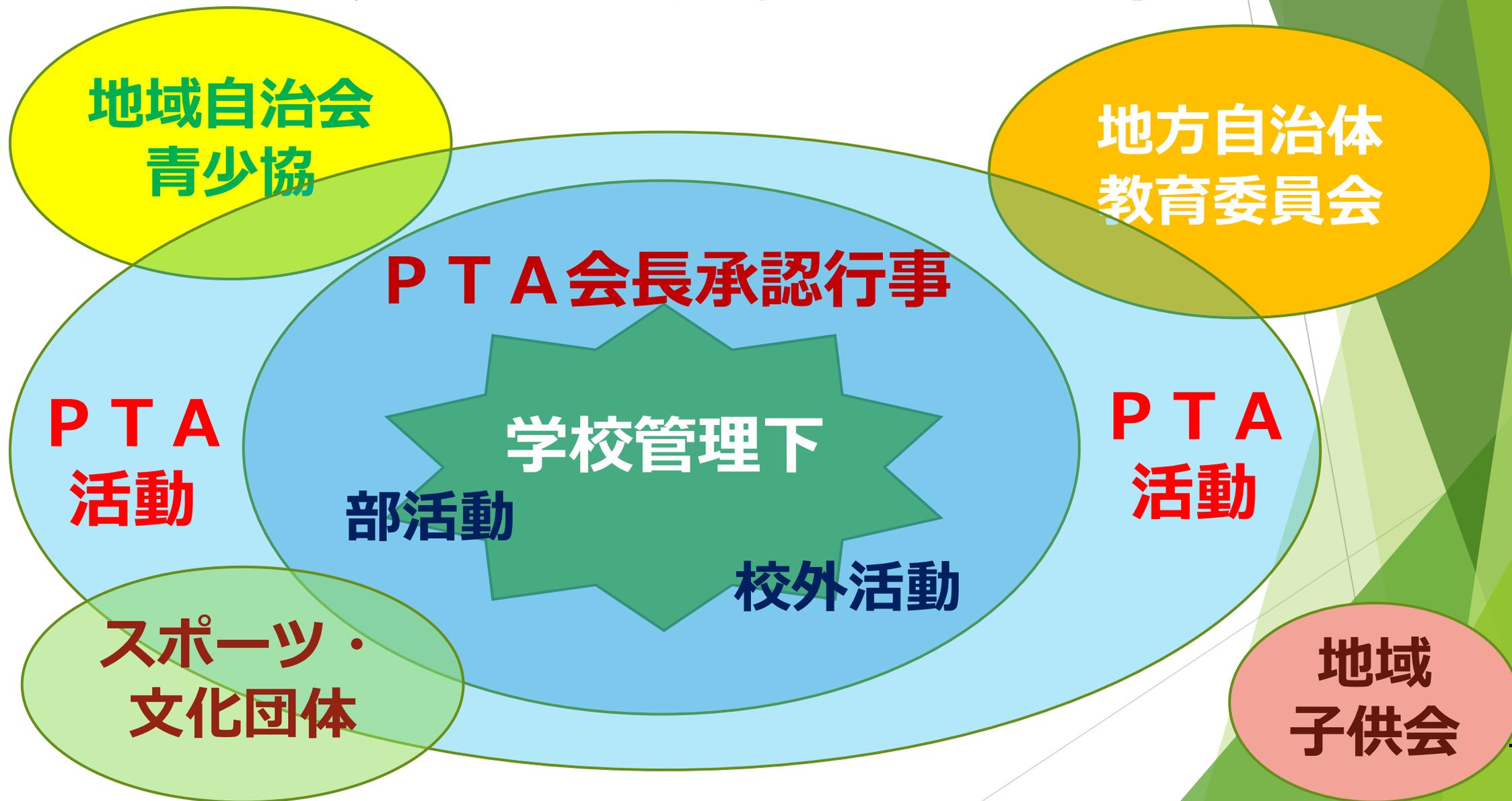
	加入者	共済掛金 (年額)	死亡共済金 障害共済金	負傷共済金
P 災 コース	小・中学校・義務教育学校の児童生徒	500円	最高 3000万円	最高 100万円
	高校・高専等の生徒・学生	800円	最高 3000万円	最高 100万円
	部活動等の指導者 (PTA教職員会員指導者) (校長委嘱の外部指導者) (PTAプール指導者)	500円	最高 3000万円	最高 100万円
安互 コース	PTA保護者会員(1家庭)	150円	最高 500万円	最高 30万円
	PTA教職員会員・準会員 (1名)	150円	最高 500万円	最高 30万円
	PTA活動指導者・支援者 (1名)	150円	最高 500万円	最高 30万円

加入者はどのくらい？

(令和3年度)

P 災コース			安互コース		
種別	加入数	割合	種別	加入数	割合
小学校	93,761	97.2%	小学校・中学校・義務教育	107,547	97.5%
中学校	48,076	98.3%	公立高校	27,140	99.8%
高校・高専	44,123	96.6%	私立 中学・高校	12,512	82.0%
特別支援学校	2,248	98.4%	特別支援学校	2,034	99.3%
部活動等の 指導者	10,102	—	指導者等	8,970	—
計	198,310		計	158,203	

P T A 共済の対象となる活動の範囲



P T A 会長承認行事とは・・・

- ▶ P T A の所属する学校における教育活動で、学校管理下あるいは P T A 活動に含まれないものであっても、予め「P T A 会長承認行事」として認められている場合は、P T A 活動に準じて、P T A 共済の給付対象となります。
- ▶ 部活動における活動や校外学習などで、休日に行われるもの、学校管理下とならないもの等が、対象となります。
- ▶ 必ず、予め **P T A 会長に申請**し、会長から「教育活動として適切である」ことの**承認を受け**ます。（文書による承認の記録）
- * 部活動の練習試合、合宿、県外での練習、歓迎会・送別会等
- * 学級や学年などでの校外活動、学校や P T A を代表する活動等

〇〇小学校 P T A 会員の皆様

〇〇小学校 P T A 会長 共済 入郎

地域清掃について（ご案内）

下記の要領で校区の皆さんとともに地域清掃を実施いたしますので、P T A 会員の皆さん、児童の皆さんのご参加をお願いいたします。

記

- 1) 主催： 〇〇校区自治会、校区青少協、〇〇小学校 P T A
- 2) 日時： 令和5年7月17日（月・海の日） 午前8時～午前10時
- 3) 場所： 〇〇小学校運動場に集合（午前7時45分までに）
〇〇校区内の4つの公園に分散（当日地区ごとに指示）
〇〇小学校運動場に再集合（午前10時までに）
* 公園で回収したごみ等も小学校に集めます。
- 4) 持参するもの： 運動のできる服装、運動靴、帽子、飲み物、軍手、ごみ袋
- 5) 雨天時の開催についての連絡は、当日午前6時30分にメール配信します。

P T A活動となるのは・・・

◆ いずれも P T A会長が責任者 となります。

* P T A会長は、すべての責任者となって対応します。

(年間計画、会長名の案内・企画・実施要項等の文書)

◆ **主催**：P T Aが企画運営するもので、指導者や支援者以外は、P T A会員とその学校の児童生徒等、P T Aで認めた者のみが参加者となります。

◆ **共催**：他団体と共同で企画運営するもので、活動の企画・準備・運営・安全配慮のすべてに、P T A内の担当者が必ず参加し、費用負担もするもので、参加者は、P T A会員や児童生徒等に限りません。

* P T A会長名で、P T A内への案内を必ず出してください。

* 主催・共催にかかわらず、本共済への加入者のみが給付の対象となります。

給付の対象となるのは？

児童・生徒等

P T A活動に参加中の事故・急性の疾病

(死亡、後遺障害、負傷、突然死、交通事故)

学校管理下での事故・急性の疾病のうち障害が残るもの・死亡に

至ったもの、交通事故、歯科保険外治療が必要なもの

P T A会長承認行事に参加中の事故・急性の疾病

(死亡、後遺障害、負傷、突然死、交通事故)

* 学校管理下に含まれない部活動や学級での活動：**P T A会長承認行事**

* いずれも活動に参加するための往復中、登下校中を含む

給付の対象となるのは？

保護者（PTA会員）

PTA活動に参加中の事故・急性の疾病

（死亡、後遺障害、負傷、突然死、交通事故）

学校行事に参加中の事故・急性の疾病

（死亡、後遺障害、負傷、突然死、交通事故）

PTA会長承認行事に参加中の事故・急性の疾病

（死亡、後遺障害、負傷、突然死、交通事故）

* 学校管理下に含まれない部活動や学級での活動：**PTA会長承認行事**

* いずれも活動に参加するための往復中を含む

P T A 保護者会員の給付範囲（例）

◆ P T A 活動への参加・往復中

学級活動、学年活動、全体活動、役員・委員活動、
総会、役員会、委員会、学級会、学年会、打ち合わせ会、
P T A 代表としての活動（学校、地域 など）
市町村 P T A 団体の活動、県・九州・日本 P T A 団体の活動
（関連する準備、練習なども事前計画されたものは含む）

◆ 学校行事への出席・往復中

入学式、卒業式、授業参観、学級懇談、講演会、運動会、
進路相談会、部活動支援（校長・P T A 会長承認のもの）

◆ P T A 会長承認行事への参加・往復中

P T A 主催でない行事・試合への、部や学級など団体での
参加、部活動等の支援（学校管理下・P T A 会長承認）

給付の対象となるのは？

P T A 教職員会員

P T A 活動に参加中の事故・急性の疾病

(死亡、後遺障害、負傷、突然死、交通事故)

学校管理下の部活動指導における事故・急性の疾病のうち

公務災害にあたらないもの (死亡、後遺障害、負傷、突然死)

P T A 会長承認行事に参加中の事故・急性の疾病

(死亡、後遺障害、負傷、突然死、交通事故)

* 学校管理下に含まれない部活動や学級での活動：P T A **会長承認行事**

* いずれも活動に参加するための往復中を含む

教職員（PTA会員）の加入について

- ◆ **学校管理下の部活動がある場合：** P災コースへの加入ができます。
 - * P T A 会員であることが条件になります。
 - * 臨時採用、非常勤の教職員も、P T A 会員であれば加入できます。
 - * 学生教育実習生の部活動・P T A 活動への参加については、外部指導者として校長の承認、P T A 活動支援者としてP T A 会長の承認があれば、それぞれのコースへの加入は可能です。
(学生保険の対象となる場合があるので確認のこと)
- ◆ **学校管理下の部活動がない場合：** 安互コースへの加入ができます。
 - * P T A 会員であることが条件となります。
 - * 部活動の指導等が公務災害となる場合は給付対象ではありません。

P T A 活動の指導者・支援者などについて

◆ **安互コース**に加入ができます。（掛金：150円）

＊ **P T A 研修会・講演会の指導者、活動の支援者**

当該 P T A の当該活動に関わる場合に限り、
共済金給付の対象となります。

例：防犯パトロールに参加の地域の方々、研修会の講師など

＊ **P T A 準会員、P T A 雇用の事務職**

共済期間中の P T A 活動等への参加が共済金給付の対象となります。

＊ **P T A 活動の支援や指導が公務災害、労働災害の対象となる
場合は**給付の対象となりません。（加入不要）

◆ 加入には、予め**加入者の名簿の提出**が必要です。

児童生徒等の被災について

スポーツ振興センター

熊本県PTA共済

学校生活

学校管理下の負傷

- (部活動練習)
- (対外試合)
- (授業中、休み時間)
- (授業開始前、放課後)
- (登校中、下校中)

* 交通事故は対象外

PTA活動

学校管理下外教育活動

- PTA学級活動
- PTA学年活動
- などでの負傷

死亡
障害

- * 歯科負傷 (保険外治療)
- * 交通事故含む往復中

PTA会長承認行事

学校管理下の事故等も P T A 共済へ

- **死亡（児童生徒等の事故死、突然死）、障害**
P T A 共済からも、重ねて規定の共済金が給付されます。

- **交通事故：活動中・往復中・登下校中**
P T A 共済から、規定の交通事故共済金（死亡、後遺障害、負傷）が給付されます。



- **歯科負傷（児童生徒等）**
保険外治療が必要な場合、P T A 共済から歯科特別共済金が給付されます。（障害とならない場合に限度内の額の給付）

- **部活動の応援、支援（学校管理下の試合参加）**
同じ学校の児童生徒等、指導者、保護者等は対象となります。

活動中の急性の疾病とは？

活動への参加・活動中の事故が原因となって

活動中に初めて発生した急性の疾病

- * 活動中に急に症状が発生したものであること
- * 遅くとも活動の翌日までに医療機関を受診し、
診察・検査・治療・処置などを受けたものであること

<例> 衝撃による脳震盪、ピストルの音などによる耳の疾病、水泳による急性中耳炎、ガス中毒、熱中症（日射病）、誤嚥、誤飲、虫などの迷入による疾病、接触皮膚炎、昆虫や動物による咬傷や虫刺症、靴擦れ、マメ、凍瘡、熱傷（やけど）、日光皮膚炎（日焼け、雪焼け）、急激な衝撃（転倒、打撲、殴打など）による疾病、精神的な衝撃による脳貧血・自律神経失調などの疾病、PTSD、突然死（運動中、その他）

共済金給付の対象とならないもの

- ◆ 加入していない場合（保護者代理を除く）
- ◆ 自殺、犯罪行為、闘争行為、無免許運転
- ◆ 被災者の故意の行為・重大な過失
- ◆ 地震、火山の噴火、これらによる津波
（災害時の学校・P T A等の救援活動は除く）
- ◆ 通常の経路・方法を使わない往復中の事故
- ◆ 公共交通機関に搭乗中の事故、国外での事故
- ◆ 飲酒・薬物乱用によって発生した異常
- ◆ 核燃料物質・放射線によって発生した事故
- ◆ 医学的他覚所見のない「むちうち」「腰痛」
- ◆ 共済金を受け取る者の故意・重大な過失
- ◆ 報告のないもの、時効の以後に請求されたもの



ご注意ください・・・

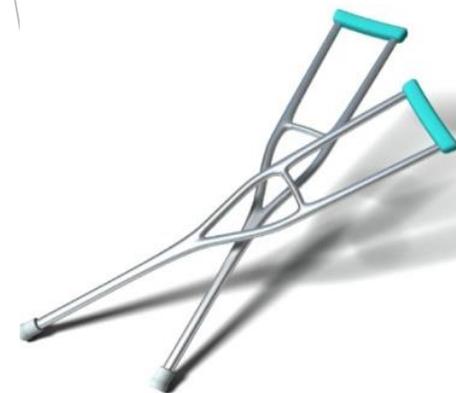


- **往復中とは：**活動や行事の目的地に向かって自宅の建物を出た後、通常の往復に使用する道程で向かい
　　～～～活動が終了し、自宅の建物に入る前までの期間
- * 往復に公共交通機関（運送業者の営業による）に搭乗している間の事故、保護者の自己判断での自家用車送迎は、適用外です。
- * 共済加入者が運転するレンタカーの使用は、適用となります。
- ◆ **アルコールの入る会合や懇親会は・・・**
　　当日の研修会や会議等に引き続き開催される場合のみ
　　P T A 活動とみなされ、終了後直接自宅または次の会場に到着するまでの間は適用となります。
　　飲酒による事故や急性の疾病は、共済の適用となりません。

負傷共済金給付は・・・

- 1事故につき、1回限りです。

* 治療終了後（かつ請求期間の期限内に、早めに）
共済金給付請求手続きをしてください



注意：治療がすべて終了し、治癒した（治癒）
治療を中止したが、問題のない状態である（中止）
* 後遺障害に相当しないことを確認してください。

- 共済金給付請求には、**医師又は歯科医師の診断書兼診療状況報告書**が必要です。（保険点数が共済金の算定基準となります）
（* 事故が直接の原因となった傷病についてのみ記載すること）
- **負傷共済金に加算**されるもの（保険適用分のみ）
院外処方薬剤、装具自己負担分、文書料等（領収書原本が必要）

共済金給付の注意点

- 負傷共済金給付額は「医療保険内治療」についてのみ算定されます。
- **アキレス腱断裂事故**に対する共済金は一律**18万円**
- 歯科保険外治療費（見込み額含む）は、**歯科医師が保険外治療の必要性があることを診断した場合のみ**給付されます。
 - * 被災した歯の初期治療が終了した時点で、将来の保険外治療が必要であると歯科医師から診断された場合
 - * 事故後約2年が経過した時点で、将来の保険外治療が必要である歯科医師から診断された場合
 - * 「異常なし」と診断された場合は給付されません。（受傷時及び2年後のX線検査所見が必要です。）



共済金の給付請求と時効

事故発生	結果	経過	給付請求	請求しないで3年経過	時効
死亡	被災から180日以内の被災による死亡	死亡の翌日から給付請求ができる			給付請求できなくなる
障害	障害の症状が固定したと診断	2年目	どちらか早い方の翌日から給付請求可能		給付請求できなくなる
負傷 (疾病)	治癒の診断 治療の中止 後遺障害のない状態	2年目	どちらか早い方の翌日から給付請求可能		給付請求できなくなる

事務担当上の注意点 1

- ◆ **加入手続き**は、毎年度、**6月末日（金融機関営業日）までに済ませましょう。**
 - * 共済掛金が期限までに納入されることが、受付の条件です。
 - * 前年度から次年度への申し送り・引継ぎを確実にしておきましょう。
- ◆ **次年度も継続してご加入予定**の場合は、本年度加入申込書の該当欄に、継続加入の を入れておきましょう。
 - * 新規加入の場合は、可及的速やかに加入手続きを済ませてください。
- ◆ **加入者名簿**：学級ごとに作成された名簿をそのまま提出して構いません。
 - * 被災者が加入者であることを確認するために使用します。
- ◆ **事故の通知**：P T Aからの事故報告は、**事故発生日から30日以内**にお願いします。遅れる場合は遅延理由書を添付してください。
 - * 被災者よりP T Aへの報告は30日以内と決められています。
 - * P T Aからは直ちに、財団へ報告してください。

事務担当上の注意点 2

◆ **全員加入**とは：

P災コースではP T Aが所属する**学校に在籍する児童生徒等**が全員加入する場合、**安互コース**では、当該**P T Aの会員**が全員加入する場合は、名簿の提出は省略できます。加入申込書は保管してください。

◆ **P T A 共済への加入は任意**です。いずれも全員加入でない場合は、名簿の提出が必要になります。

◆ **P 災コースの指導者、安互コースの準会員、事務職、指導者・支援者**などについては名簿の提出が必要です。

◆ **次年度の担当者に、報告した事故について申し送り**をしておきましょう。

* 給付請求期限のくる前に、財団事務局より時効の連絡をします。

事故の発生したP T Aで、給付請求の手続も実施していただきます。

速やかに被災者に連絡し、診断書などの書類をそろえて、

共済金給付請求手続きを開始してください。

* 給付請求権は、請求権発生後3年で消滅します。

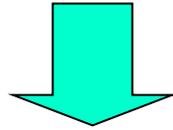
安全なP T A活動・部活動のために

- ◆ **安全の確保、緊急時の対応**に十分配慮した計画をたてましょう。
 - * 特に野外活動では、**引率の大人の数、連絡方法、緊急時の救急用品（A E D）、輸送**などに配慮しましょう。
 - * 保護者の委任状（会長や引率者の責任を問わない）に法的な拘束力はありません。**責任を問われます。**
- ◆ 児童生徒等の見守りは**緊張感をもって**任務にあたります。
 - * スマホ、読書、おしゃべり、居眠り、等々・・・
- ◆ **児童生徒の体調管理は保護者の責任**です。無理をしないこと。
- ◆ P T A会員のスポーツ活動の場合は・・・
練習、準備運動、ストレッチ、水分補給、A E Dの準備！



学童期（5歳～19歳）の運動と事故

- 死亡原因の第1位、第2位は、自殺、不慮の事故
- 事故死亡の3分の1は避けることができたと言われます。



- **事故を予防する大人の配慮**（安全、発達段階を考慮）
救急のA B C D（C－A B D）



胸骨圧迫、気道確保、人工呼吸、A E D・薬
外傷のR I C E：安静、冷却、圧迫、拳上

を理解し、実行できる大人の力が必要です。

- **事故を回避する子どもの力**（判断力、体力、実行力）**を養いましょう**

 食べる・休む・遊ぶ・学ぶ・協力する・想像する経験

例：P T A活動中の被災

- ▶ 夏休みプール開放で、児童が心肺停止になった。
- ▶ 学校美化作業で、草刈り機の刃の破片が保護者の目に刺さった。
- ▶ 学級対抗ミニバレー大会で、応援中の児童が体育館の跳び箱から落ちてけがをした。
- ▶ 学級活動(海水浴)で、生徒が遊泳中に負傷、救急搬送された。
- ▶ 夏休みプール開放時の指導者が、プールに飛び込んで死亡した。
- ▶ P T Aもちつき大会で、保護者がやけどした。
- ▶ 市P T A主催ソフトバレー大会の練習中に保護者がアキレス腱断裂した。
- ▶ P T A廃品回収活動で、児童が犬にかまれた。
- ▶ 高校で課外授業に出席するための登校中に交通事故に遭った。
- ▶ 高校で開催された模擬試験に出席中に、学校で負傷した。
- ▶ 高校文化祭P T Aバザーの準備中に保護者が包丁で指を切った。

例：PTA会長承認行事中の被災

- ▶ 部活動の対外試合応援中に、保護者が応援席で転倒した。
- ▶ 野球部の対外試合で、審判をしていた保護者がけがをした。
- ▶ 部活動練習試合で、生徒が対戦相手と衝突してけがをした。
- ▶ 部活動指導者(教職員)が、冠大会の試合前の練習中にアキレス腱断裂した。
- ▶ 部活動対外試合の生徒輸送中に後続車に追突された。
- ▶ 部活動の夏休み合宿中に、生徒がけがをした。
- ▶ 部活動のお別れ試合(親子対抗戦)で、保護者が転倒してけがをした。
- ▶ 町のフェスティバルに学校代表として参加した学級のダンス発表で、児童がけがをした。
- ▶ 学級で、テレビ局主催の30人31脚決勝大会に参加して、帰りの空港駐車場で、保護者が転倒して負傷した。

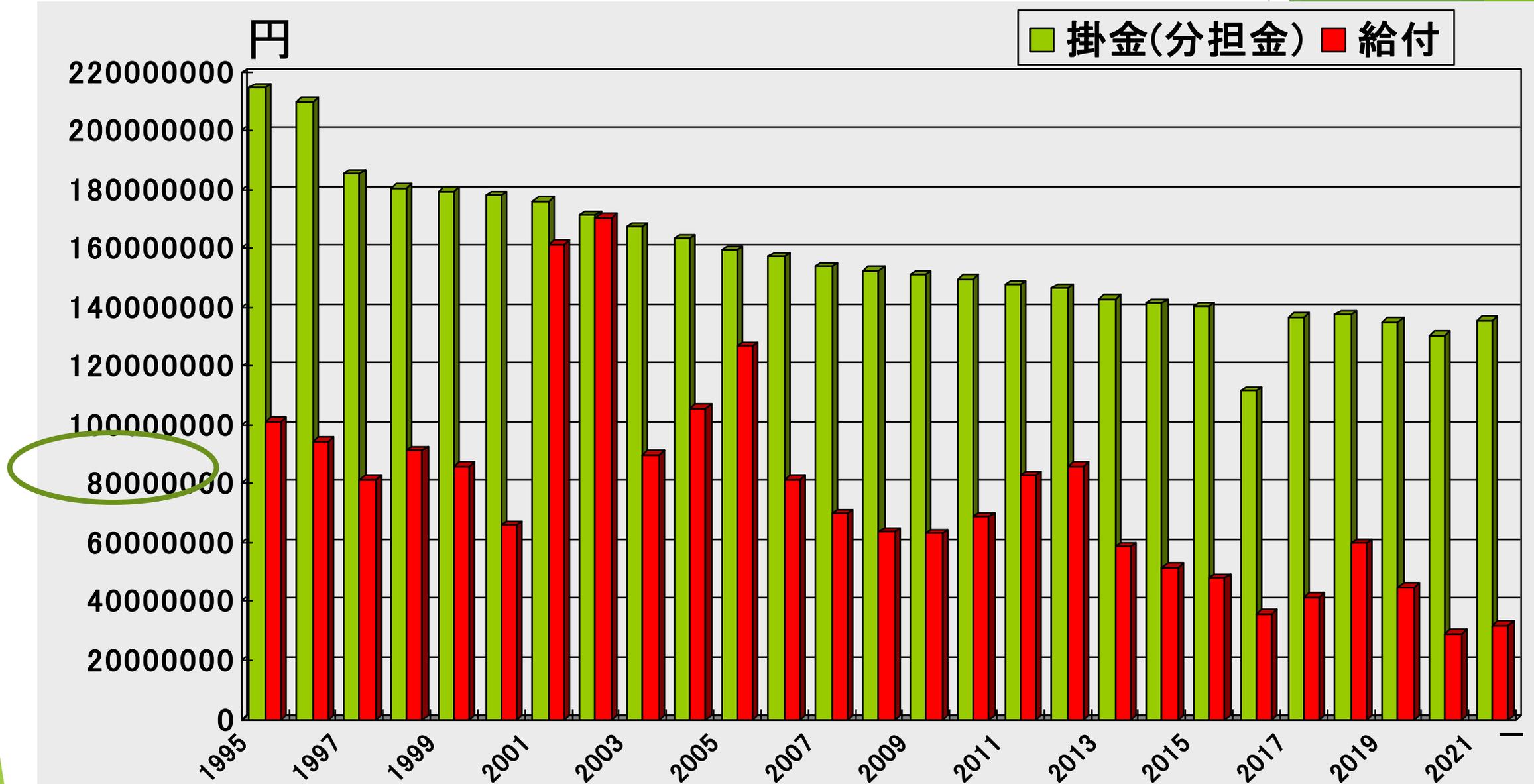
例：保護者の被災

- ▶ 入学式のため登校中の保護者が、歩道で転倒した。
- ▶ 運動会の地区対抗リレーで保護者が転倒しアキレス腱断裂した。
- ▶ 運動会の後片付け中に、保護者がテントの部品で指を挟んで、けがをした。
- ▶ 町PTAの対抗ミニバレー大会で、保護者がけがをした。
- ▶ 保護者の代理で授業参観に参加した児童の祖母が、ドッジボールで転倒し、けがをした。
- ▶ PTAバザーの調理中に、保護者が包丁で指を切った。
- ▶ PTA会長が、郡Pのバレーボール大会参加中にけがをした。
- ▶ PTA廃品回収活動中に保護者がバックした車に足をひかれた。
- ▶ 部活動の練習試合で、生徒の送迎中に追突事故に遭った。

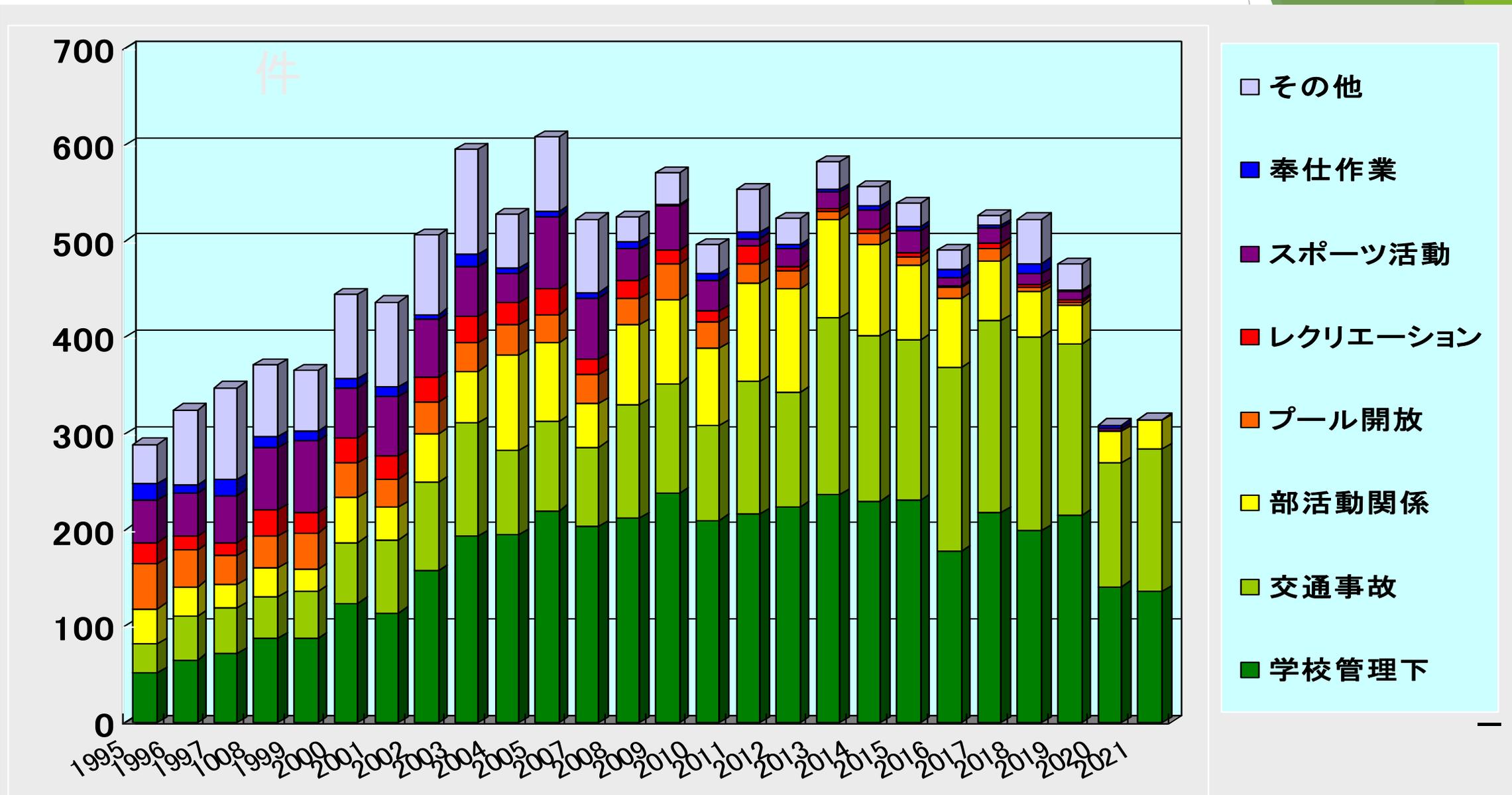
例：学校管理下の被災

- ▶ 登校中の児童が転んで、地面にぶつかり歯が折れた。 (歯科)
- ▶ 自転車登校中に、左折車と衝突してけがをした。 (交通)
- ▶ 集団登校中に、ワゴン車が突っ込んで児童が死亡した。 (交通)
- ▶ 部活動練習中に、金網の端が生徒の目に刺さった。 (障害)
- ▶ 部活動練習でランニング中、生徒が心停止になった。 (特別)
- ▶ 体操の練習中に転落して、生徒が頸髄損傷になった。 (障害)
- ▶ 昼休みに歓談していた生徒が、突然死した。 (特別)
- ▶ 掃除時間に、ほうきが歯にあたって、歯が折れた。 (歯科)
- ▶ 授業参観のため登校中であった保護者が交通事故に遭った。 (交通)
- ▶ 修学旅行中に、生徒が交通事故に遭った。 (交通)
- ▶ 下校中の児童が、踏切内の列車事故で死亡した。 (交通)

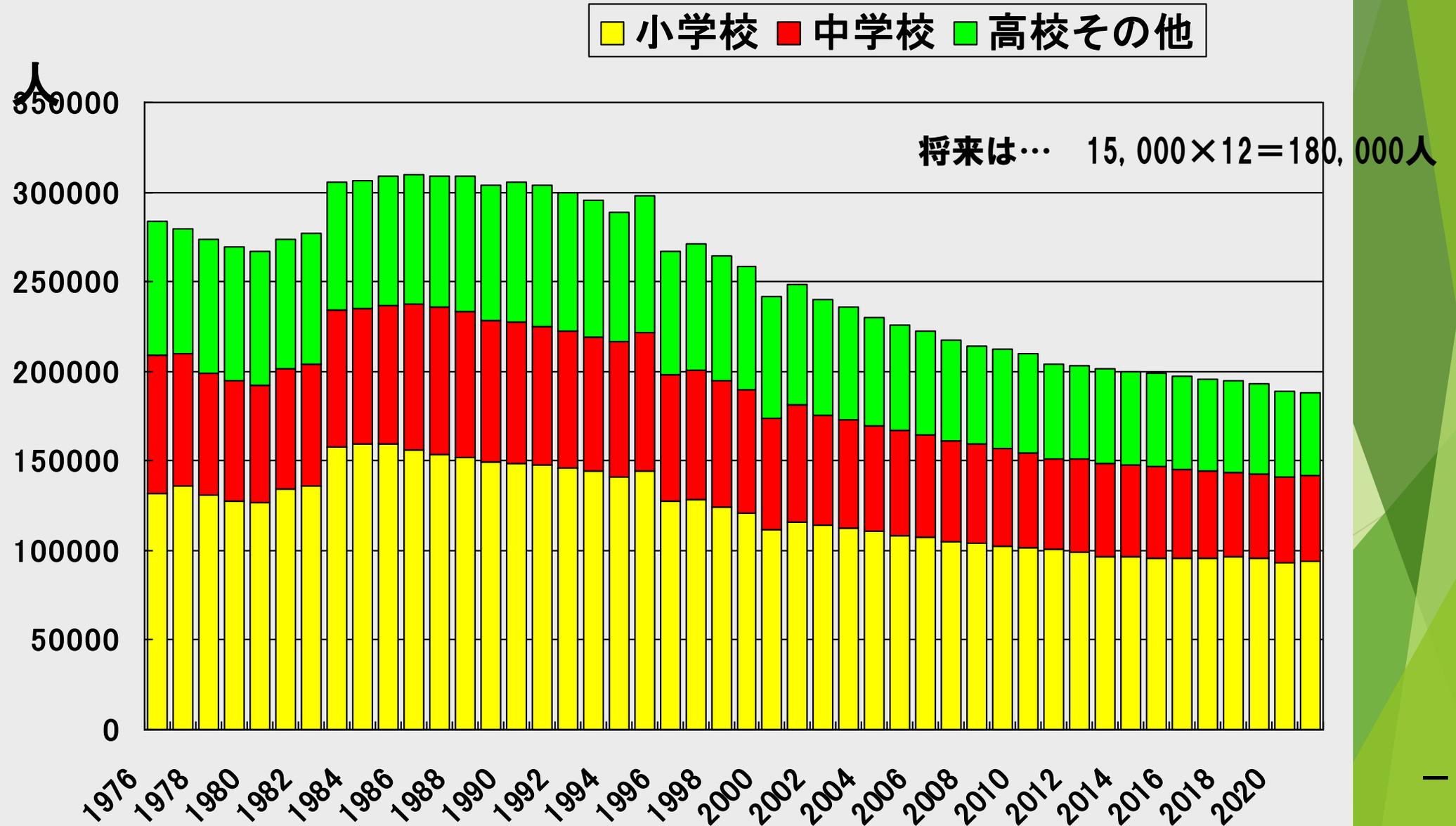
掛金と給付総額の比較



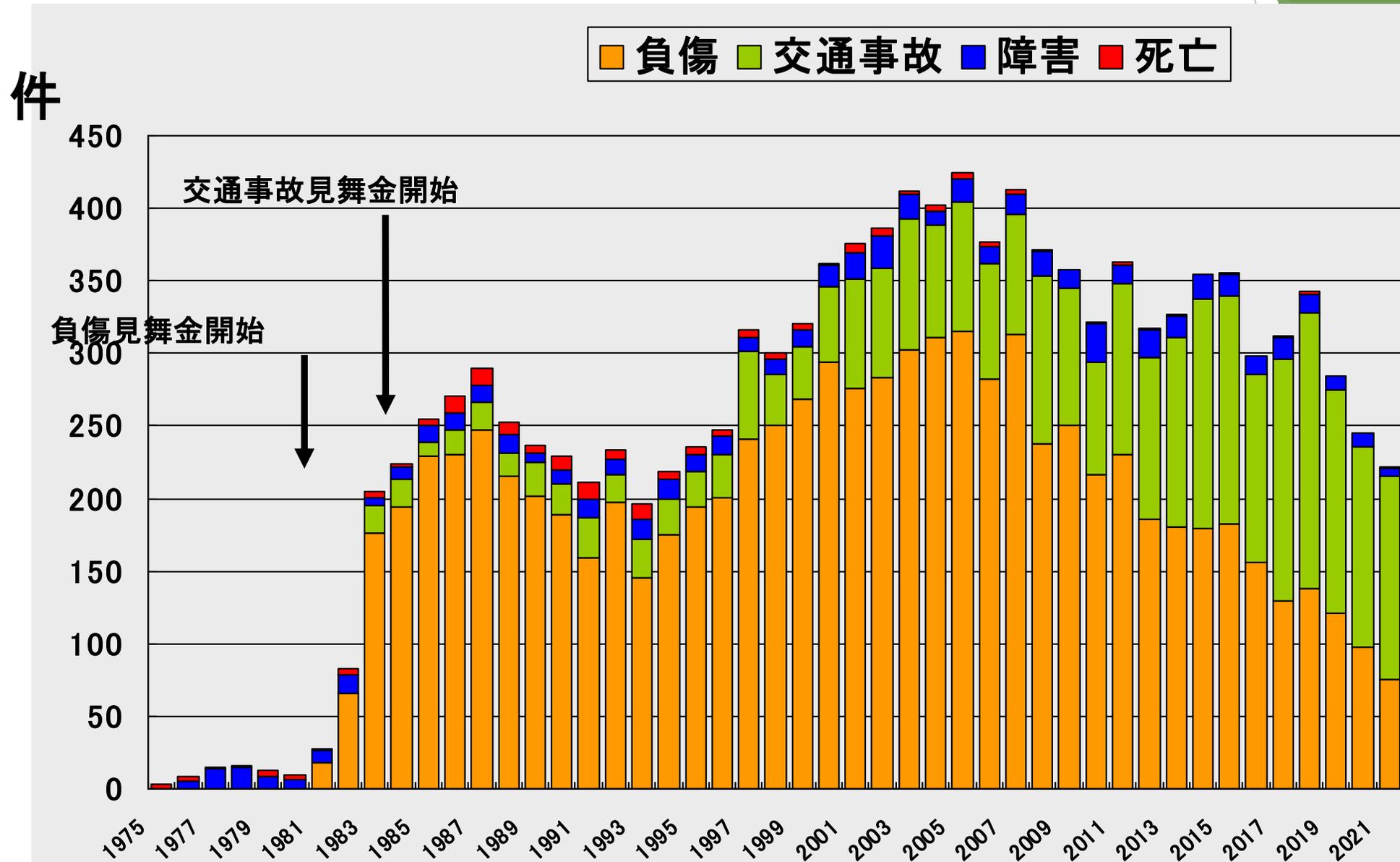
事故の発生した活動（P 災コース報告数）



P 災コース児童生徒加入数の推移



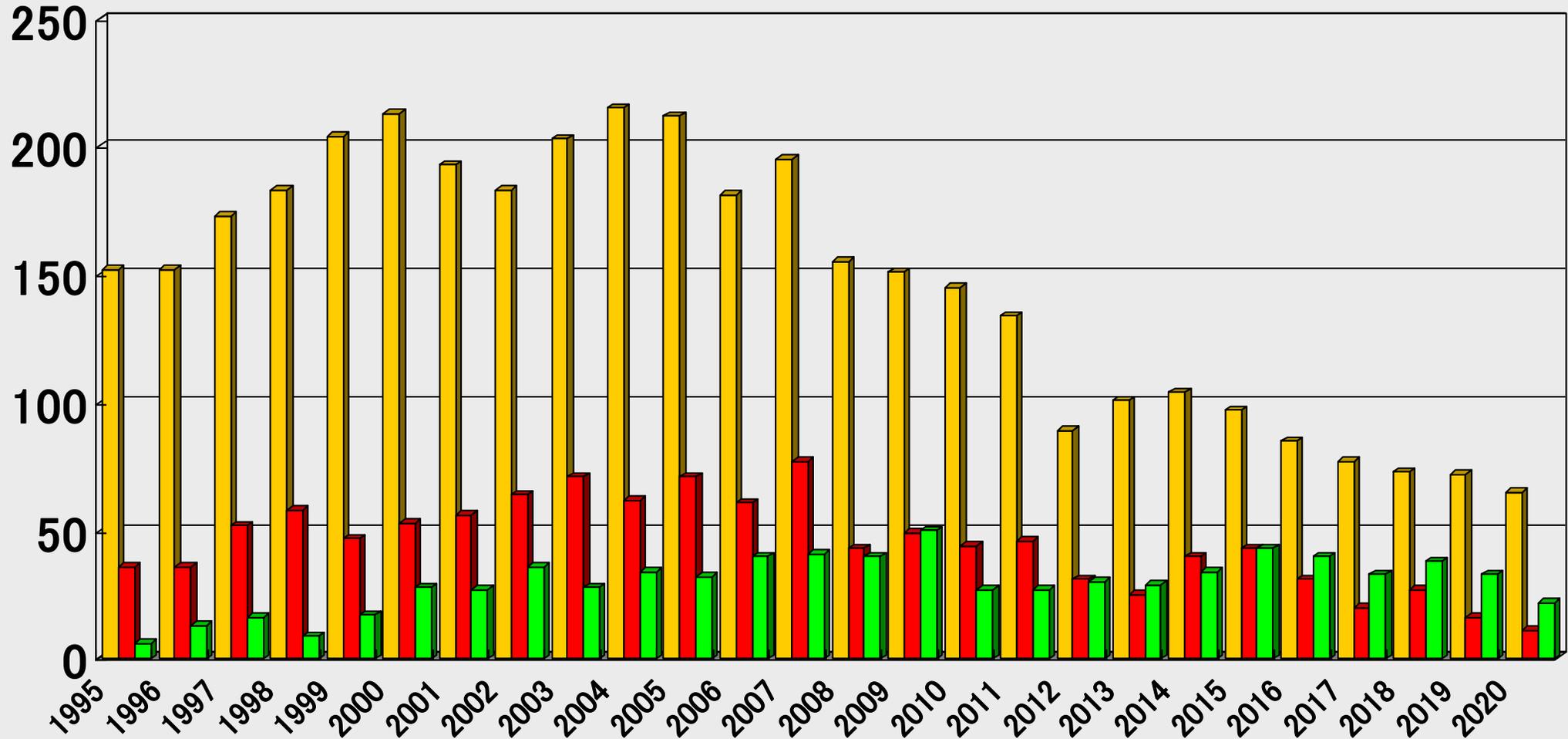
P 災コース・給付件数



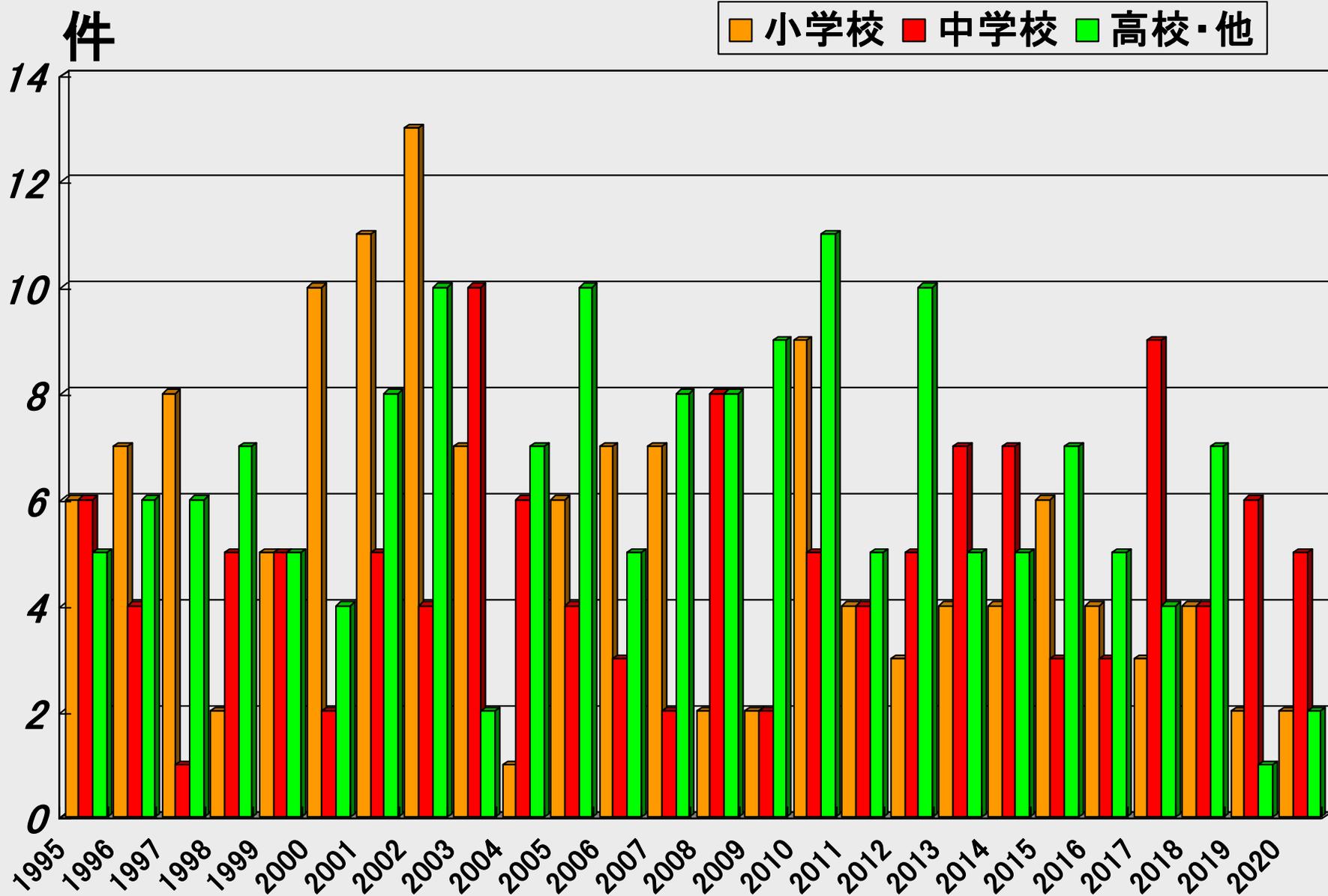
負傷・給付件数

件

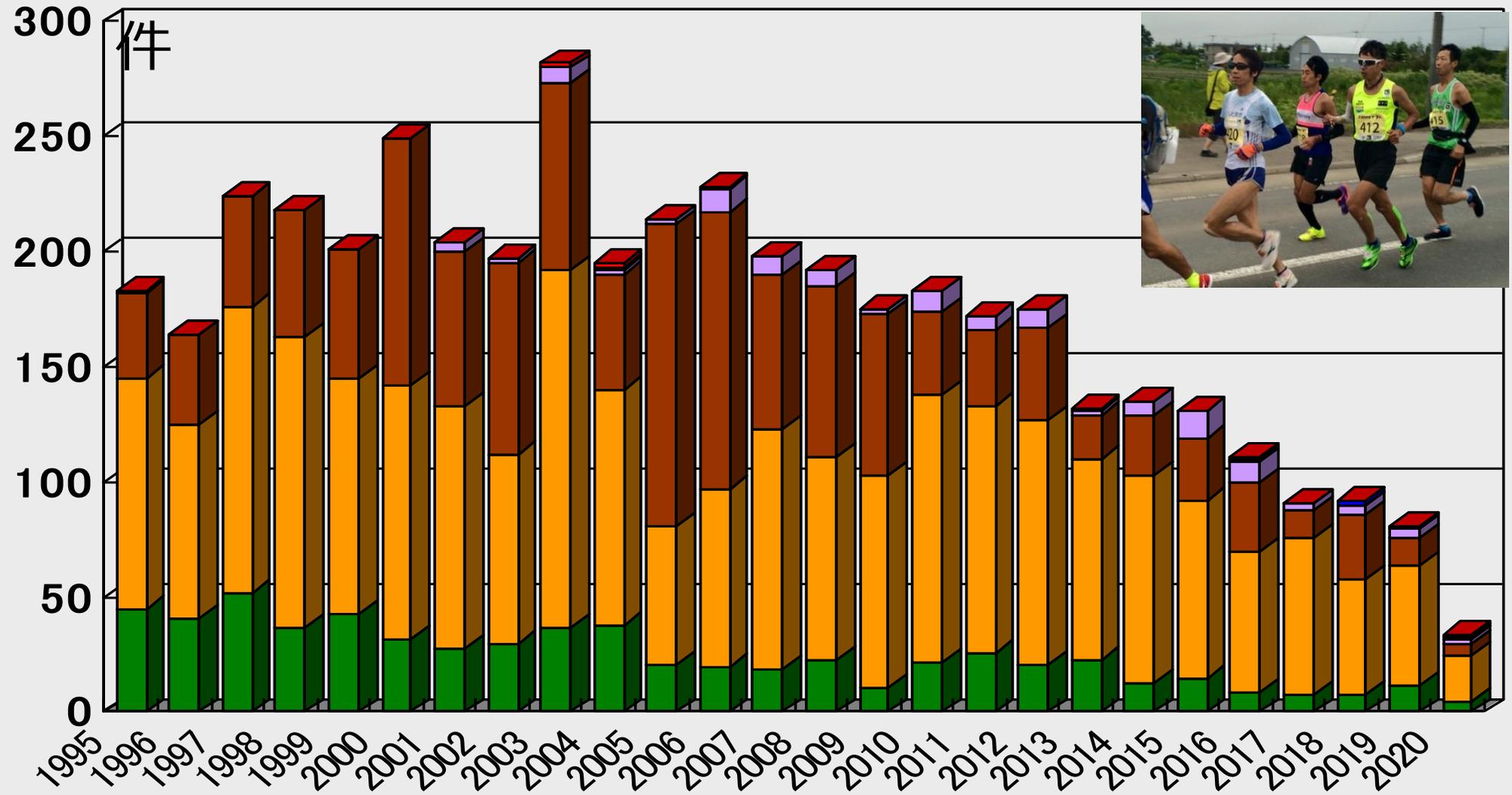
■ 小学校 ■ 中学校 ■ 高校・他



死亡・障害 給付件数



安互コース・給付の内容



熊本県PTA共済・契約申込書

一般財団法人熊本県PTA教育振興財団 御中

(令和)年度の熊本県PTA共済について、
加入者名簿を添えて、下記のとおり契約を申し込みます。

申し込み日	()年()月()日							
契約PTA正式名称 (フリガナ)								
契約PTA代表者氏名 (フリガナ)					公印			
契約PTA住所		〒()-()						
被共済者 (加入) 数	被共済者の種別		(円)	在籍数	加入数	納入掛金合計		
	P 災 コ ー ス	小・中学校 義務教育学校	児童・生徒等	(500)	人	人	円	
		高等学校 高等専門学校	生徒・学生等	(800)	人	人	円	
		部活動等の指導者 (学校管理下の部活 動のある場合のみ)	PTA教職員会員		(500)		人	円
			外部・プール指導者		(500)		人	円
	P災コース 加入数 計					人	円	
	安 互 コ ー ス	PTA会員	保護者会員 (家庭実数)		(150)	世帯	世帯	円
			教職員会員		(150)		人	円
			準会員		(150)		人	円
		PTA活動の指導者・支援者		(150)		人	円	
		PTA雇用の事務職等		(150)		人	円	
		安互コース 加入数 計					人(世帯)	円
次年度の熊本県PTA共済について、引き続き上記と同様に契約の申し込みをします。 *次年度の契約継続(予定)の申し込みをする場合は <input type="checkbox"/> 左に、チェック <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。								
事務担当者 氏名	(フリガナ)			事務担当者 PTA内の役職				
事務担当者 連絡先	電話番号 ()-()-() 携帯電話 ()-()-()							
(財団記入)事務局受付年月日	年	月	日	(通信欄)				
(財団記入)共済掛金入金日	年	月	日					

<注> 1) 被共済者数は、申込時点での加入数、PTA会員保護者は家庭実数をご記入ください。
 2) 申し込み代表および事務担当者は、申込時点の該当者をご記入ください。
 3) 財団記入欄には記入しないでください。

第2号様式の3

P T A 名 ()
P T A 会長名 () 様

熊本県 P T A 共済・加入申込書 (被共済者用)

令和 年 月 日

(令和) 年度熊本県 P T A 共済について、下記の通り加入を申し込みます。

保護者氏名 _____
(教職員、部活動等の指導者、準会員等の場合は、加入者本人氏名)

被共済者名 (加入者の氏名欄が不足する場合は別紙を添付してください)

共済コース	所 属	氏 名
P 災コース (当 P T A の所属する 学校に在籍する児童生 徒等について、共済に 加入する方全員を記入 してください)	年 組	
	年 組	
	年 組	
	年 組	
	年 組	
	年 組	
安互コース	加入する	加入しない

- ※安互コースについては、該当するものを○で囲んでください。
- ※この申込書は、共済契約者である単位 P T A において保管してください。
- ※事故報告の際には、この申込書のコピーを添付してください。

振 込 先

02	大阪	払込取扱票	通常払込料金 加入者負担
口座記号番号		金額	千 百 十 万 千 百 十 円
0 1 9 4 0 1		*	7 6 8
加入者名	一般財団法人 熊本県PTA教育振興財団		備考
各票の※印欄は、ご依頼人様においてご記入ください。	※ 〒 (払込人住所)		
	※ (払込人氏名) (学校名)		
	P 災	小・中学生 500円×()人 高校生 800円×()人 教職員指導者・外部指導者・プール指導者 500円×()人	◎加入期間により共済掛金の額が変わる場合があります。手引きをご参照下さい。
	安互	P 会員 150円×()世帯 T 会員 150円×()人 準会員・事務局員・P指導者支援者等 150円×()人	日 附 印
P 災 合計		円	
安互 合計		円	
ご依頼人欄に、おとこと・おなまえをご記入ください。(承認番号 大第 61958 号) これより下部には何も記入しないでください。			

口座記号番号	0 1 9 4 0 1	通常払込 料金加入 者負担	
加入者名	一般財団法人 熊本県 PTA教育振興財団		
金額	*	千 百 十 万 千 百 十 円	7 6 8
ご依頼人	おなまえ ※		
料金	日 附 印		
備考			

この受領証は、大切に保管してください。

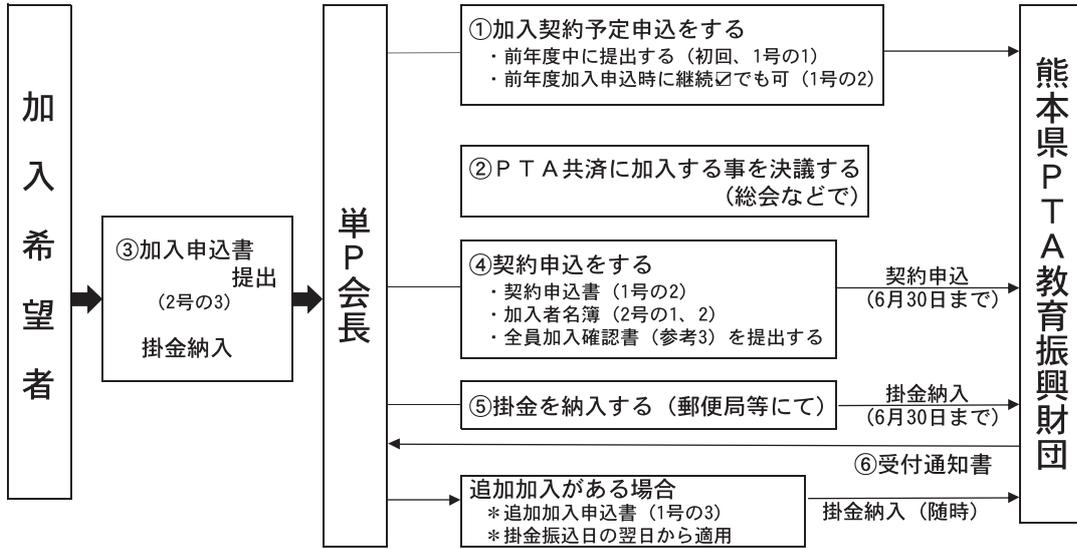
記入例	払込取扱票	通常払込料金 加入者負担
口座記号番号		金額
0 1 9 4 0 1		* ¥69000
加入者名	一般財団法人 熊本県PTA教育振興財団	
各票の※印欄は、ご依頼人様においてご記入ください。	※ 〒 ○○○-△△△△ 熊本市中央区○○町□-□	
	※ (払込人氏名) 会計 共済 花子 (学校名) 熊本市立○○小学校 P T A	
	P 災	小・中学生 500円×(100)人 高校生 800円×()人 500円×100人+500円×5人 教職員指導者・外部指導者・プール指導者 500円×(5)人
	安互	P 会員 150円×(85)世帯 T 会員 150円×(25)人 150円×85人+150円×25人
P 災 合計		52,500 円
安互 合計		16,500 円
ご依頼人欄に、おとこと・おなまえをご記入ください。(承認番号 大第 61958 号) これより下部には何も記入しないでください。		

口座記号番号	0 1 9 4 0 1	通常払込 料金加入 者負担	
加入者名	一般財団法人 熊本県 PTA教育振興財団		
金額	*	千 百 十 万 千 百 十 円	¥69000
ご依頼人	おなまえ ※ 熊本市立○○小学校 PTA会計 共済 花子		
料金	日 附 印		
備考			

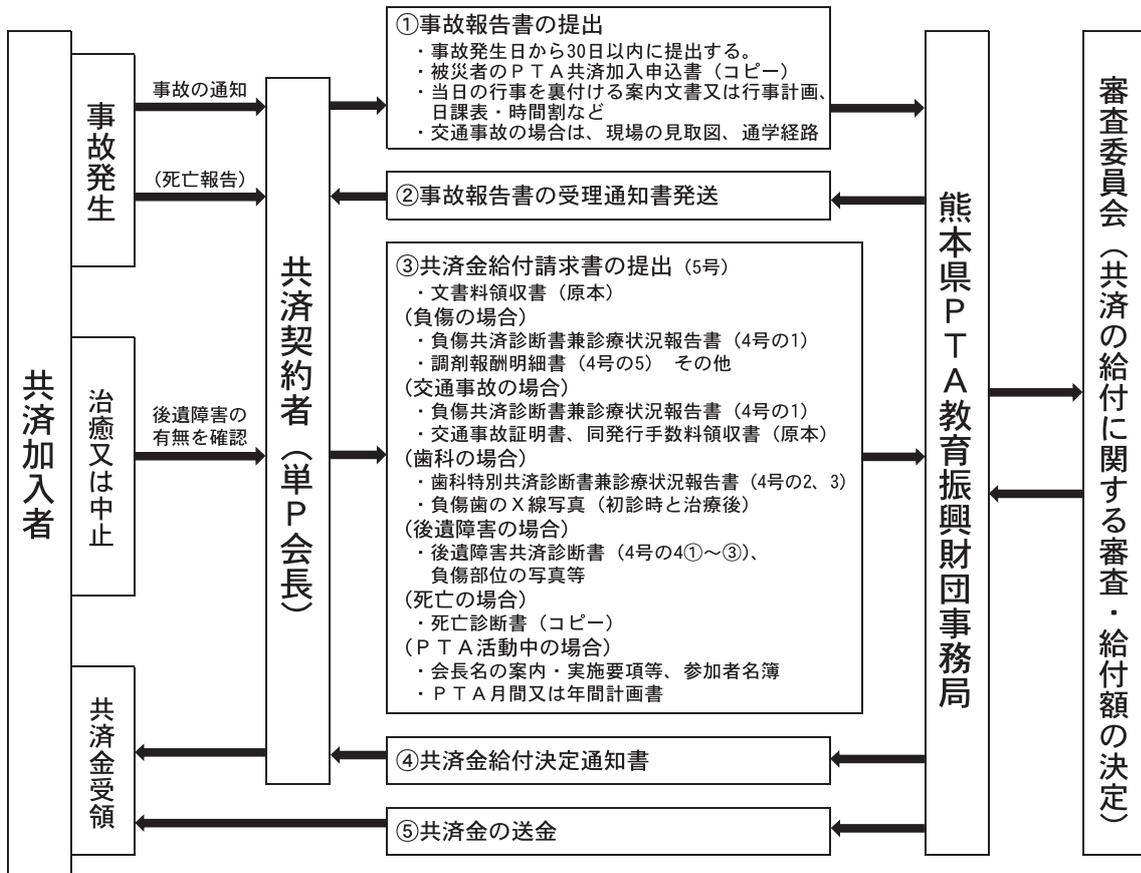
この受領証は、大切に保管してください。

- 1) 手引きに同封の払込取扱票にて払込みをして下さい。
- 2) ※払込人氏名は、直接払込業務をする担当者ご自身の住所と氏名を記入し、身分証明を提示して下さい。
※加算料金等は単位PTAでご負担下さい。

P T Aでの加入手続きの流れ



共済金請求手続きの流れ



P T A 会長承認行事申請書

() 学校 P T A 会長

() 様

団体名 (部、組など)			
代表者氏名			
参加行事			
主催者			
参加日	() 年 () 月 () 日		
日程	(例) ○時○分～○時○分	○時○分 学校体育館前に集合し、試合会場へ移動 (貸し切りバス)	
参加者の数	児童生徒等	名	添付の名簿のとおり
	指導者	名	添付の名簿のとおり
	保護者等	名	添付の名簿のとおり
<p>上記行事を P T A 会長承認行事として承認します。</p> <p style="text-align: center;">() 年 () 月 () 日</p> <p>() 学校 P T A 会長 () 公印</p>			

P T A活動・P T A会長承認行事等における輸送計画書

() 学校P T A会長

() 様

団体名 (部、組など)			
代表者氏名			
参加行事 または 参加P T A活動			
主催者			
参加日(輸送日)	() 年 () 月 () 日		
日程	(例) ○時○分～○時○分	○時○分	学校体育館前に集合し、試合会場へ移動 (貸し切りバス)
参加者の数	児童生徒等	名	添付の名簿のとおり
	指導者	名	添付の名簿のとおり
	保護者等	名	添付の名簿のとおり
上記輸送計画をP T A活動・P T A会長承認行事の一環として承認します。 () 年 () 月 () 日 () 学校P T A会長 () 公印			